

資料 4

(参考)

千葉県道路交通法施行細則抜粋

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(7) 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態にしないこと。

平成20年自転車事故の事故類型別発生状況

